

方をしていく分には、多分補助金の要綱には私は触れないでクリアできるんじゃないかという気がするんです。

仮にですよ、1億円使ってあそこを改装したとしたって、3年間分の補助金ですから言ってみれば安いものですよ。1億円という大きいですけども、だけれども3年補助を続けていけばそうですから。その意味では、私は待たなしてやはりそこは自立計画を進めていかなければいけないというふうに思っているんですね。

これは初めて言っているんじゃないですからね。もう何年も前からこのことを言っているわけですから、具体的にどういう時期までどうしていくかというふうなことなんかも話されたんだかどうかという部分についてお聞かせください。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 お答え申し上げます。

2階の物産館を1階に移したらどうかというご意見については、蒲生委員から何度かご意見としてちょうだいしております。私どもも一つの選択肢として検討はいたしました。

ただ、2階の物産館の部分については給排水設備がございません。そういった形で、例えば飲食店というふうな利用についてするとすれば、その部分から全部見直しをかけて改装しなければならないというふうなことがございます。あともう1点といたしまして、空調設備が、あのスペースと一体的に空調設備がなっておりまして、その部分も全面的に見直しをかけなければならないというふうな2点がございまして、あともう一つは、収益性というふうな部分を考えますとなかなか難しいのかなということで、実際に踏み切るまでにはいかなかったという部分がございます。

物産館については、何とかもっと販売機能を強化するというふうなことで、できる限り運営費補助金をちょうだいしなくとも済むような形

で何とか進めてまいりたいというふうに考えております。ただ、ホテルの側ではブライダルの展示場といったスペースでお借りできないかというふうな希望もありますので、そういった面も含めまして2階の物産館利用については再度検討はさせていただきたいというふうに思います。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 具体的な面としては、ブライダルの展示場。だけれどもあの全部は要らないですからね。有効に使うようお願いしたい。

あと時間がないようでありますのでこれで終わります。

販売機能だけを検討していくというのは、これは従来のパターンですから。若い人の考え方が違いますよ。映画館、1階もどこもないじゃないですかと。映画見られるスペース、ほかの会議室ですけどもね、つくってもらえないかという声も聞こえてきたことありますよ。

だからやはり自分らの考えだけでなく、これからこの地域で生きていこうとする人のやはり意見を大事にしていくというのは、私はあのTASを自立させていく、活性化していくというかなめになるのではないかというふうに思いますので、これ以降もうちょっと頑張って検討をお願いして質問を終わりたいと思います。

大沼 久委員長 次に、順位3番、議席番号15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 私は、通告しております「図書館づくりはまちづくり」というテーマを設けまして数点にわたって質問をいたしたいと思います。

質問に入ります前に、もちろんこのたびの図書館運営についての体制の変更にかかわる問題であります。これにかかわって、一体行政運営はどういうふうにあるべきなのかというふうな考え方について、私どもの党でも一定の政策

といいますか、そういったものを出しておりますが、それについてただいま申し上げますが、これについて市長はどのようなお考えかお聞きをしたいと、最初に。

と申しますのは、この政策が出たのは昭和54年ですから大体二十五、六年前のことではありますが、ちょうどそのころは高度成長の政策ということで地域開発に各自治体が血道を上げてこれに取り組んでいるというふうな状況で、これによる地方財政の破綻が非常に大きな問題になってきつつあると。長井市でもそのころ大きな建設事業を次々と組んでいたわけですが、ちょうど昭和54年に市町村行政運営の五つの基準ということを出しているんですね。

第1の基準としては、清潔・公正な行政をやっていくんだと。それには四つのノー、だめだということ掲げていました。一つは金権政治ノー。不公正ノー。暴力ノー。冗費ノー。これを地方政治に関する全住民の最低限の一致した要件ということで掲げてきたわけでありまして。掲げるということはそれぞれの問題があったからであろうと思いますが、清潔で公正な行政をやっていくんだと。

第2の基準としては、住民の行政に対する参加ということで、地方政治がその本来の姿を取り戻すには、何よりも主権者である住民が地方政治に積極的に参加していくということが大事だし、また、住民のそうした行政への参加は、市町村政の現状の分析と問題点を住民のだれにもわかるように情報を提供していくということが、つまり行政の公開、これが大事なんだと。それから、住民の英知の積極的な結集を容易にする仕組み、これをつくっていくと。それによって自治意識の高揚を図っていくということで、第2の基準として住民の行政参加ということ掲げたわけでありまして。

それから第3の基準としては、住民本位の迅速な対応ということでありまして、それには住

民の身になった親切で血の通った対応が市町村に求められている、自治体に。それから、迅速な事務処理が必要だと。三つ目には、住民にわかりやすい簡素な機構や手続にすべきだと。それから四つ目には、住民負担の少ない行政費用。こうしたことを内容とする住民本位の迅速な対応ということをして3番目の柱に位置づけて提案をしているわけでありまして。

それから第4番目には、行政責任の貫徹ということで、特に縦割り行政から来る事務処理のたらい回し、あるいは自分部門の仕事以外には気を配らないという縄張り根性、こういうものをなくしていくんだと。そして、行政運営に当たってはそれぞれの部門がその責任を貫徹すると。そして、市役所としての一体性から住民の要求を総合的な立場で解決するという姿勢が大事なんだという形で、住民本位の迅速な対応を第4の基準に挙げております。

次に、最後に第5の基準として、自治体職員の創意性ということ掲げまして、自治体職員が労働者として生活と権利を守るために闘うということは当然なんだと。しかし同時に、住民自治と住民福祉への奉仕の行政活動が行われるように必要・適切な改革を進めていく必要があるというふうなことでありまして、その中でも特に、自治体労働者のアンケート調査をとっておりますが、その自治体労働者に対するアンケートの結果は、生きがいを感じたのはどんなときかという問いに対して、困難な仕事を達成したときと答えた人が49.2%に達している。あるいは、市民に非常に役に立った仕事をしたと思うときというふうに答えた方が37.3%を数えているというふうなことで、この自治体職員が持っている行政に対する熱意、住民サービス向上に対する創意、これを最大限に発揮させるならば、公正で民主的、効率的な行政改革は可能なんだというこの五つの基準をもって自治体運営に対する提言を行ってきたわけでありまして。

そこで、この基準は今もって新しく、しかも非常に今の市役所あるいは行政の運営にも当てはまるのではないかと、ぴったり当てはまるのではないかというふうに思うんですが、市長はこれに対してどのようにお考えかお尋ねをいたします。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 ただいま藤原委員のご指摘のように、市町村の運営基準ですね、清潔・公正が1、2が住民の行政参加、3が住民本位の迅速な対応、4は行政責任の貫徹、5番目は自治体職員の創意性を発揮させるというのは、まさに妥当だと思っております。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 そこで、今回の図書館運営について質問をいたしたいと。

初めに、職員体制について図書館長にお尋ねをいたします。

説明によりますと、正規職員としてはこれまでの4人体制、それに定時補助職員の5人体制。これを含めた5人体制、これを変更して、正規職員として館長1名と司書の資格を有する職員1名の2名として、定時補助職員6名。この6名のうち4名はカウンター担当、そして2名の方を移動図書館の担当とするというこの8名で運営していくように変更するということですが、このことに関する教育委員会の会議録を見ますと、人件費の節減が主な理由というふうにしかとれないような会議の内容のようではありますが、しかし、そのほかの話し合いもなされているはずだと思うんですが、そうだとすれば、人件費の節減が主な理由だとすれば、おおよそ前年度との人件費の比較ではどのような増減になるのか、この計画によって。そこを前年度はこう、これからはこうと、これをお聞かせ願いたい。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 藤原委員のご質問にお答え

いたします。

まずもって、定例教育委員会と、それから、あるいは所管協議会等で行われました議論の経過につきましては、決して人件費の節減が主とした目的だというふうなことは申し上げてございません。あくまでも図書館としてのサービス向上、利用者の方へのサービス向上。それは主として開館時間の延長。現在5時で閉館しておりますが、それを午後7時まで。それから、現在、第3日曜日あるいは祝日を閉館いたしておりますが、それもオープンするというふうなことで、まずもって量的に拡大すると。それに、司書の資格を有した臨時職員の方を雇用することによって、レファレンスサービス、調査・相談ですね、そういったサービスの質も充実させていくというふうなことを説明申し上げ、なおかつ、厳しい財政状況下にございますので、正式な職員を雇用しての延長、サービスの向上は無理であるというふうなことから、正式な職員を半減いたしまして、そのかわり臨時職員を雇用してやっていくんだというふうな趣旨のことをご説明申し上げご理解いただいていたというふうな経過がございますので、前もってお断りしておきたいというふうに申し上げます。

それで、人件費の比較でございますが、これは今現在図書館にいる正式職員のトータルの数値で申し上げますと、それと、今回11万、それから10万というふうなことで最終的に今回予算計上させていただいております人件費と比較した総額で比較しますと、1,400万ほど浮くというふうな結果になるようでございます。以上でございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 1,400万が減額なると、こういうことですか。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 はい。今現在の人件費トータル、正式職員の給料、それから手当、時間外

勤務手当、それから共済費、社会保険料、退職手当組合負担金等件費の総額と、臨時職員6名を雇用してその社会保険料、賃金、それを比較した場合に年間で1,400万が節減されるというふうなことでございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 その場合、長井市立図書館条例、この第3条ではこういっているんですね。図書館に館長、専門的職員及びその他必要な職員を置くというふうになっております。館長、専門的職員及びその他必要な職員、3名ですね、条例。

さらに図書館条例施行規則の第3条、これは、図書館に館長、副館長、係長及びその他必要な職員を置くと、4名明記されているように、この配置が義務づけられているようでありますが、こういうふうに私は解釈しているんですが、この条例の規定とこのたびの正職員2名のみ配置とのかかわりはどのように解釈すべきですか。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 お答え申し上げます。

この図書館条例は、その上位法であります図書館法によって規定されていまして、図書館法にも長井市立図書館条例と同じように館長及び専門職員を置くというふうに規定がございます。

ただ、この館長、それから専門職員というのは必ずしも正式な職員ではない。かつて館長は非常勤の職員でございましたし、今現在、施行規則の中に副館長、それから係長、係長は業務係長を補佐が兼務いたしておりますが、副館長は置いておりませんので、それは施行規則がその当時、最近では平成15年6月27日の教育委員会で改正いたしておりますが、人事異動で現実的にかわっているにもかかわらず改正されてこなかったというふうなことでありまして、この文言を解釈するに、必ずしも正式な職員というふうな解釈ではないというふうに理解いたしております。以上でございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 今館長が答弁されたように、上位法である国の図書館法第13条でも、公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、つまりこれは司書ですね、事務職員及び技術職員を置くというふうにされておりました、これを受けて市立図書館条例が設置されたというふうに思うわけですが、今の解釈ですと、これは必ずしも正職員でなくてもよいと。どういう職員ですか、例えば学校教職員を退職された方が館長になれる、あるいは臨時的定時補助職員のような方々がこの専門的職員になれるというふうなことを指して言っておられるんですか。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 委員のおっしゃるとおりです。

それとあと、現実的にこの施行規則が合わないというふうなことから、3月の定例教育委員会では改正するというふうな予定をいたしております。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 どこか公会堂あるいは生涯学習プラザみたいなところに図書館が設置されているというふうなのではないんですよ。図書館が独立館としてちゃんとあるんですよ、長井の場合は。独立館。そしてちゃんとした体制をもって今までやってきたんですよ。それでもそのような解釈が成り立つんですか。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 かつては委員おっしゃるようになされた非常勤の館長を置いたというふうなことが何回かございまして、それが違法だというふうなことではないというふうに理解しておりますので、私が先ほど申し上げたことの解釈が成り立つというふうに理解しております。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 違法ではないけれども、図書館を運営していくにはやはりそうでない方がいいということをかえて現在の正規職員の館長あるいは現在のこの4名体制になったのか、そこはどうなんですか。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 確認させていただきますが、現在の4人になったのか、これから次年度をどうするかというふうなことでしょうか、どちらでしょうか。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 4名というのはこれからじゃないですよ。今でしょう、3月31日まで。そのあれが、前に非常勤の館長がおられたということをおあなたが言ったものですから、そうじゃなくて正規職員のあなたが館長になられたということで、現在4名の正規職員が図書館におられるんですね。これは、先ほども申し上げましたようにどこかの一角を借りて図書館にしているとか、そういうところはいっぱいありますよ。白鷹とかね、小国とかいろいろあるんですが、そうではなくて、独立したちゃんとした図書館を持って、そして図書館機能を持って自動車文庫もやっているというふうなしっかりした図書館体制をとっているところでもその解釈は成り立つのかと、こう言っているんです。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 はい、成り立つものと理解しております。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 そうすると、県内の市町村で、3名以下の正規職員で、しかも独立館としてやっている、市の、13市のうちのそういう図書館はどこどこですか。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 県内13市の中で、尾花沢市、村山市、東根市、上山市及び南陽市が専任の正

職員が3名以下というふうになっているようでございます。

大沼 久委員長 藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 尾花沢市、村山市。南陽市もそうですか。

(「委員長」の声あり)

15番 藤原民夫委員 何だ、間違いあるんですか。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 南陽市は、非常勤の館長1名とあと正式職員2名。あとは嘱託とかパートのいわば臨時職員の方で運営されておりますので、正職員は3名以下ということになっております。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 図書館の規模にもよると思うんですが、今挙げた尾花沢、村山、そういったところは長井市の図書館から比べてどのような図書館ですか。建物の規模とか、それから蔵書の冊数とか、そういうことではどうなんですか。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 すぐにはお答えできないんですが、尾花沢、村山、東根ともにほぼ長井と同じような蔵書冊数、それから、建物はちょっとあれなんです、というふうなことで理解しております。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 私が持っている県内の図書館統計があるんですが、これによりますと、確かに村山市の蔵書冊数は、これは平成16年3月31日現在ですが、6万690冊で、長井の7万7,553冊よりも若干劣っている。しかし尾花沢市は11万5,585冊の蔵書を抱えておまして、図書購入費も949万円。長井市の370万、これは15年度の決算ですが、370万からははるかに多くの図書購入費を持っている。そしてまた登録者の方々も、長井市の8,452名よりも多く、

1万3,000を超えているというふうなことで、村山市はかなりちょっと落ちるんですが、いずれここで村山市、尾花沢市の職員は11名を抱えているんですね。

尾花沢市の11名というのは、館長が兼務、職員が兼務と、委託職員9ということは、これは委託しているんですね。この尾花沢市というのは建物は独立して持っているんですか。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 尾花沢市の図書館は悠美館というふうな名前で、そのほかに情報の、何ていいますか、視聴覚の情報を提供するというふうな施設の機能も備えておりまして、いわゆる多目的な機能がありますものですから、一応兼務というのはその館の館長も兼務しているというふうなことで、例えば川西町のフレンドリープラザのように劇場とそれから図書館をあわせ備えた施設だというふうなことでございます。ですから、当然委託職員9はそちらの業務にも携わっておりますので、職員数が多いというふうなことになるかと思えます。

あともう1点、藤原委員が15年度決算で図書購入費というふうにおっしゃられましたが、私が最新の情報、17年度の図書購入費を照会しましたところ50万に既に減額されているというふうにありますので、その辺を踏まえて同じようというふうに申し上げましたが、大変大ざっぱな答弁でしたというふうなことでございます。大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 いずれにしても、そこち大なたの振るわれている図書館の状況のようではありますが、しかし、現在、長井市立図書館の実態を見ますと、なかなか変更することになる、館長、それから職員2名で実際にやっていくと。そして最近決まったばかりの職員6名、合わせて8名でやっていくというふうなことについては、一つは体制的にも非常に困難なことが予想されるのではないかというふうに思うん

です。

それは後にいたしまして、次に、図書館の開館時間と休館日についてであります。

図書館の施行規則では、開館時間は午前9時30分から午後5時まで、休館日は火曜日と第3日曜、また国民の祝日、年末年始休館というふうになっておりますが、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更し、または短縮することができるという付記がついているんですね。

そこで、教育長にお聞きいたしますが、このたびの変更にあたっては、教育委員会のこれについての承認が行われた結果、開館時間と休館日の変更計画が行われたわけではありますが、この教育委員会はいつ開かれて、これを教育委員会で承認されたのか、また、その際委員の間ではこのことについてどのようなご意見が交わされたのか、その点お聞きをいたします。

大沼 久委員長 大滝昌利教育長。

大滝昌利教育長 図書館見直しについては、教育委員会の方では3回ほどですか、協議会も含めて見直しについて話し合いをしました。

それで、さっき館長からもありましたけれども、人件費削減というのももちろんその一つの目的にはあるわけですが、図書館運営の見直しというのは、住民サービス向上のためにどうあればいいのかというそういう観点からの見直しを教育委員会ではやったと。その結果として、そういう方向性には了解できるということで話し合いがなされたところです。

ただ、今ご指摘ありました火曜日とか第3日曜日、祝日の閉館等については、3月の教育委員会で決定するというか承認をいただくということになる運びです。以上です。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 そうすると、これはまだ教育委員会で承認しておられないんですね。

大沼 久委員長 大滝昌利教育長。

大滝昌利教育長 図書館施行規則ですか、これについてはまだ話し合い、中身についての変更はまだやっていません。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 これは大変な問題じゃないですかね。教育委員会の承認がなければこれはできないということになっているんじゃないですか。館長、どうですか。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 誤解のないように申し上げたいのですが、条例施行規則の改正の上程案を上程して議決していただいていないというふうなことだけでありまして、開館時間、開館日数、それからこうした職員体制でやっていくと、次年度の図書館運営の見直しについては、それはこれまで教育長が申し上げました数回の教育委員会並びに図書館協議会で承認いただいているものでございます。以上でございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 いつの教育委員会でこれを承認なされたんですか。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 3回、最終的には12月3日の臨時教育委員会で決定させていただいております。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 教育長が先ほど答弁されたのは、3月というのは何の承認をする予定でおられるんですか。

大沼 久委員長 大滝昌利教育長。

大滝昌利教育長 これまで見直しについてはいろいろ話し合っただけで教育委員会の方でも了解したと。施行規則の方の改正を3月28日の教育委員会で決定をします。以上です。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 ちょっと外れますけれども、法定等……、何だっけ、総務課長ですか、通告はないんですが今答弁だからお聞きします

が、条例は承認した、しかし施行規則はまだ承認していない。これでも実施できますか。

大沼 久委員長 佐藤仁総務課長。

佐藤 仁総務課長 最初に条例の方が上位法になっておりますので、条例改正を議会に議決いただいてからやる。それで、規則もしくは規程等につきましてはあくまでも事務手続的なものでございますので、これについては、今教育長が申し上げましたように3月28日の教育委員会で規則改正案を教育委員会として議決いただくというふうなことに対しては何ら問題はないというふうに理解しております。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 そうするとこの図書館条例なんですけど、第3条、図書館に館長、専門的職員及びその他必要な職員を置くということについては確かに承認はなされたということはお聞きいたしましたけど、しかしこの条例の中身は、開館時間とかそれから休館日とか、そういった内容についてはないんですね。これは規則でうたわわれているんです。それでもいいと、こうなりますか。

大沼 久委員長 佐藤仁総務課長。

佐藤 仁総務課長 条例で規則にゆだねるといふような規定がなっているかと思っておりますので、私ちょっと条例見ていないんですが、多分そうなっているかと思っております。そうなっているとなれば、これは別段問題ないというふうに理解しております。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 第5条でなってますね。この条例で定めるもののほか、図書館及び協議会の運営等について必要な事項は規則で定めると。

さて、まずそちこち回り道……、しかし肝心な話ですからね、これ、お聞きをいたしたわけでございます。

そこで、このたびのテーマであります図書館

づくりについて具体的に幾つかにわたってお尋ねをしたいと。

第1番目は、ここにも書いておりますが、図書館を単なる「貸し本屋」というふうなことにしないためにということでありますが、17年度予算での図書購入費、先ほど申しましたが350万。昨年度当初から50万円の増であります、15年度決算では370万だと。いま一息というところなわけですね。

そこで図書館長にお聞きいたしますが、15年度決算ベースで県内の類似市の図書費の状況、これはどのようになっていますか。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 平均額ということでしょうか。

(「平均って各それぞれの。全部でなくても、類似市」の声あり)

小島敬二図書館長 個別に申し上げるということですか。

新庄市507万6,000円、寒河江市738万円、上山市547万1,000円、村山市360万円、本市であります373万4,000円、東根市308万8,000円、尾花沢は確かに委員おっしゃるように949万円、南陽市439万7,000円であります。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 すばらしい図書館を構えているにしては、下位に甘んじているというふうな感じであります。

そういう中で、今図書館長が話を出して下さった市ごとに貸出冊数はどうなっていますか。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

(「個人。団体でなく」の声あり)

小島敬二図書館長 貸出冊数であります、新庄が10万2,606冊、寒河江13万1,796冊、上山8万8,411冊、村山2万7,212冊、長井市、本市ですが4万4,715冊、東根13万2,022冊、尾花沢13万332冊、南陽市8万961冊であります。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 これ、長井市がほかのところ10万台の貸出冊数に対して4万4,000冊ということは、何か問題でもあるんですかね。どうなんでしょうね、これは。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 その原因はすぐこの場でこうだというふうなことは非常に難しいと思いますが、例えば同じような人口規模の村山が2万7,000でありますし、また南陽も……

(「南陽は倍」の声あり)

小島敬二図書館長 多いですね。村山よりも多いというふうなことで、いろんな原因があるかと思いますが、図書購入費も原因の一つ、あるいは図書館の立地とかいろんな原因があると思いますが、今この場でこうだというような特定はできません。申しわけございません。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 これは大いに努力してもらわないと、いや、もらわないとというより、何か住民の方々はあるいは図書館を、見放しているわけじゃないんですよ、求めているんですよ。ですから、やはりこの図書館の側の体制に問題があるのかなというふうな感じがするんですね。

それから、自動車文庫、移動図書館ですが、これは現在どのような体制で、巡回する場所はどうなのか。そしてまた学校にも行っておられると、学校でも巡回しているというふうなことで、特にこの図書をめぐって担任の先生との話し合いとか、あるいは学校の先生方との協力がとられているのかというふうな問題。この自動車文庫の利用についてどういうふうに思っておられますか。そしてまた、新しい方にどのようなことを期待しているのか、ここをお聞きします。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 現在、長井小学校を除く小学校5校、それに保育園、児童センター等の保

育施設7施設、合計12施設を、隔週ですね、2週間に1回、火曜日と金曜日なんですが、5月から11月までの間に運行しております。

職員数が6名から4名になったということで、臨時職員の方入れて5名なんですが、そういったときに見直ししまして、非常に大変なので冬とか公民館等には行かなくなったというふうな経過がございますが、火曜日と金曜日の2コースですとやはりどうしても小学校に滞在する時間が短いということで、学校の方からは、低学年が下校する午後1時半とか1時とか、それから高学年が下校する3時ごろまで、1時間半から2時間ぐらいいてほしいというふうな要望がございます。それで、次年度はそのための職員として2名雇用するというふうなことから、3コースに分けまして、学校側の要望を大幅に取り入れて、また曜日、それから滞在する時間、コースですね、そういったものを十分踏まえて一応案をつくりました。

そのために事前に学校や保育施設の方にアンケートを出しまして、極力学校側、施設側の要望に配慮したコースの運行を考えて案をつくって、またそれをどうですかというふうな形でキャッチボールをしているところでございます。案はできております。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 学校図書館との関係で教育長にお尋ねいたしますが、学校教育では、学校図書館への自動車文庫の運行についてはどのような形で受け入れをなされておられるのか。特徴的な学校で結構ですが、お聞かせをお願いします。

大沼 久委員長 大滝昌利教育長。

大滝昌利教育長 今あったように、長井小学校を除いて五つの小学校に回ってもらっているわけですが、それぞれの小学校では大変需要が多いというふうに聞いています。

ただ、時間帯ですね、訪問する時間帯が子供

らが自由にできる時間帯でないとか、スクールバスで帰る小学校もありますので時間帯が合わないとか、または滞在時間が短いとか、そういう要望がありますので、来年度、現在の2コースから3コース、1コース三つか四つという施設を回ることによってある程度学校の要望にもこたえていけるんじゃないかというふうに考えているところです。以上です。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 市長にお尋ねしますが、学校図書館に派遣していた図書館司書、これが、この前の説明ですと緊急地域雇用創出事業の補助が打ち切られたために今年度からなくなったというふうに聞いておりましたが、今教育長のお話ですと非常に需要が多い、子供たちがこの自動車文庫を待っているというふうな形もあるということですが、今後、独自の事業として年度計画を持って市内全校にこういう図書館司書を配置する、そして読み聞かせとかブックトークとか、そういうのなども行って子供たちが学校にいる時間はいつでも利用できる、そして必要な本を探したり、わからないことをこういった司書にお尋ねすると。そしてそこに図書館の自動車文庫が入っていくというふうなことのケースが考えられて、本と子供との結びつきが一層豊かになっていくのではないかとこう思われるんですが、この事業の継続、これについてどうですか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 巡回図書館は、学校から要望のあるところはなるべくこたえるように、低学年から高学年の下校時間帯の1時間半から2時間半を滞在するように、今後順次、日時、コース等についても事前に調整の上、適切な周期で運行したいということを教育委員会からご報告を受けておりますので、順次改善していただけるものと思っております。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 ぜひそのような形で図書館と学校図書館との連携といいますかね、結びつきを持ってもらう。

また、市長、その前提には図書購入費、児童書ですよ、これを多くしないと、「いやあ、これまず半年前に見た」とかこういうのはだめなの。次々と今児童書が変わっておりますから、やはりここで図書購入費の増額が決定的だというふうに思いますので、その点もお願いしたいと。

それから、このたび採用される方々は司書の資格を幸い持っておられる方々というふうに聞いて、大変喜んでいるわけですが、本の貸し出しの手続、そのほかどのようなレファレンスサービスを期待しているのか、その点お聞きいたします、図書館長。

(「現在ということですか」の声あり)

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 次年度の計画でございますか。

(「じゃあもっと言わななんねな。委員長、もう1回。ちゃんと答えてもらうために」の声あり)

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 このたび採用される方、この方は司書の資格を持っておられる方だと、全員、というふうに聞いておまして、大変私も利用者としても喜んでいるということですが、この方々が単に本の貸し出しということだけではないと思うんですね。あるいはそのほかにどのような図書館でのレファレンスサービスを期待しているのかと、こうお聞きしたのです。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 当然、司書の資格を有した臨時職員の方を雇用するわけですから、それなりの利用者の方々に対するサービスの充実をやっていくというふうなことで、今、貸し出しのカウンターの中にレファレンスコーナーを設置

いたしまして、それはある程度業務、貸し出し・返却の業務、基本的な業務に習熟された後の話でありますけれども、特に利用者の方の多い午後の時間帯等は複数配置しまして、そのレファレンスサービス、調査・相談、例えば夏休みの間ですと子供たちの宿題、自由研究の相談に応ずるとか、どんな郷土資料があるかとか、いろんなそういった調査・相談に応ずる、そういった形が見えるような形にしていきたいなというふうに思っております。質問しやすく、相談しやすく、利用しやすい環境づくりを努めてまいりたいというふうに心がけております。以上でございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 具体的な答弁を期待していたんですが、それでは、図書館の情報システム、この利用について当然この方々がそれをなされると思うので、それでお聞きするんですが、個人の自宅から図書館へアクセスして、そして希望図書を検索できるという状態なんですか。あるいはどうなっているか、ちょっとその辺わからないんですが、こういう本があるのかというふうな質問に答え得るようなシステムなのか、あるいはまた、県立図書館とか県内の、例えば米沢図書館とか、そういったところにアクセスして図書を検索するというふうになっているんですか。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 残念ながら今現在はインターネットに接続してネットワーク化というふうなことにはなっておりませんので、市立図書館の蔵書目録を外部から自由に、例えば小学校ないしは一般家庭から自由に検索できる、あるいは予約できるというふうなシステムにはなっておりません。

大沼 久委員長 藤原委員に申し上げます。45分まで質問してください。

15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 ああそうか。そうすると個人のうちからはできないと。そうすると図書館へ行けばそれが可能と、こうなんですか。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 はい、タッチパネルというふうな操作のしやすい検索のディスプレイを設置しております、それで検索していただくことも可能ですし、また、カウンターに座っている職員に尋ねていただいてその職員が操作してお教えるというふうな二通りの方法が可能です。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 そうすると、これは県立図書館とかあるいは県内の図書館に、図書館へ行けばアクセスして、どういう図書、こういう図書を希望するという場合にこれが検索できるわけですね。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 残念ながら長井市のシステムはインターネットに接続されておりませんので、そのようなこと……。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 ……何だ、もっとあるの。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 ええ、できないというふうなことでございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 そうすると何ができるんですか。何が。県立図書館にこういう本あるかといって、わからないんですか。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 普通のインターネットからの検索は可能でありますので、そのようなシステムをとっている県立図書館とかそういったところへの照会は可能です。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 その程度だと大体自宅

でやった方がいいもんな。こういうのではね、ちょっと。

そうすると、どういうことがこのシステムのメリットということになるんでしょうね。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 例えば障害を持った、足の不自由な方とかなんかが在宅で検索から予約できるというふうなことで、非常にメリットがあるかと思えます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。正確に聞いてな。

15番 藤原民夫委員 結局、例えば米沢の図書館の上杉文書のこういうものがないかとか、今郷土史の勉強をしているので。それは図書館へ行って、タッチパネルでそういうの出てこないって言ってたっけ。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 タッチパネルには長井市の市立図書館で所蔵する、内部だけであります。ただ、図書館の中にはそのほかにインターネットに接続した端末もありますので、それを使っただけであればウェブ上で公開している図書館の蔵書は可能だということでございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 そうすると、そのインターネットは自由に使えるんですか、利用者が。

大沼 久委員長 小島敬二図書館長。

小島敬二図書館長 はい。申し込みをしていただいて制限時間1時間というふうな規定をしてございますが、使えるようにいたしております。また、だれも使用しない場合はまた延長というふうなことも可能ですので、できます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 市長にお尋ねしたいんですが、千葉県の浦安市の図書館、これ見てきたんですが、ここは人口10万人以上15万人未満規模の市で市民1人当たりの本の貸出冊数が日本一というふうなことで、そこではブックスタ

ート絵本講座と、こういうのをやっているんですね。出生届を出すと絵本がプレゼントされると。それだけでなく、4カ月児を対象にしてブックスタート、つまり4カ月から本に親しめるということで、人生のスタートラインということでブックスタート絵本講座というのをやっているんですね。赤ちゃんが新しく始まる人生の中で初めて絵本との出会いが始まるというのを記念して、これを励ますという意味を込めてそういう事業も開催しているということを聞いております。

さっき長井市の出生者数聞いたんだけど、250名くらいらしいんですね、平成15年。そうすると、出生届のときに絵本のプレゼント。何と麗しい励ましの市政なのかというふうになるんじゃないかなと思って聞いてきたんですが。

あるいはまた、学童保育、保育園、学校に出張して図書館の職員が読み聞かせあるいはブックトーク、こういうものを盛んにやっておられるというふうなことであります。

今回、夜の勤務とか日曜勤務、祭日勤務なんてあるから時間はとれないかどうかわかりませんが、しかし、専門家がこういった立場で仕事に励まれるということになりますとこういう事業も可能なのかなと、こう思うんですが、こういう、とりあえず励ましていくと、赤ちゃんの新しい人生の始まりをこれで励ましていくという事業については、市長どのようにお考えですか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 ブックスタート事業につきましては、1992年からイギリスで始まって、日本では2000年に子ども読書法の制定がありまして、2002年に112市町が参加して支援センターを設立されたと。県内では飯豊町、西川、大江、松山、河北、余目、立川の7町で実施しておられるとお聞きしておりますが、市で実施しているところはないということでございます。

本市では昨年の4月から、健康課主催の4カ月健診時に図書館もお手伝いをしながら絵本の読み聞かせ等を実施させていただいております。その際、市立図書館の案内やゼロ歳児からの絵本の紹介などもしておりますし、本年度は月1回のペースで年間267人の子供たちに読み聞かせを実施したというふうに報告をいただきました。今後も継続をしていきたいと思っております。

絵本のプレゼント……、本というのはご指摘のようにどんどん新しいものも出てくるわけですし、やはり選択をなさって、ですからこれを……、何ていうんでしょうか、お上げするというよりは、やはり選択をされてお母さん方が読み聞かせをなさるとのことの方が私は大切なのかなというふうに思っておりますので、健康センター、保健施設、公民館等が主催する子育て支援の事業に図書館がかかわっていくと、あるいは、読み聞かせのボランティアの活動に対してご支援を申し上げるという施策の方がまずやるべきことなのかなというふうに思っているところであります。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 最後に市長にもう一度お聞きしますが、図書館に関して長井市と山形大学が協力し合って、大学図書館でも20歳以上の市民は登録カードを持てば本を借りたり大学の閲覧室を利用できるというふうな大学との協力体制をつくって市民の皆さんの研究活動に役立たせるというふうな、もう少しレベルアップした、今、図書館長の話をお聞きいたしますともう少し頑張ってもらいたいというふうなところもたくさんあるんですね。そして、大学との協力の中でいろんな新しい才能のある方々がこれで目覚めていくというふうなことだっているのではないかと。こういう協力体制についてどのようにお考えですか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 今後は特にネットワークでいる

んなところと連携しながら、協力できる場所とは協力していくということが特に大切だろうと思います。そういった意味で藤原委員のご指摘を勉強させていただきたいと思います。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 これで終わりますが、この質問を通じて感じたのは、やはりいろんな学校との連携あるいは保育園や各市の各課との連携なしに図書館のいろんな発展がなかなか難しいと。そして、一番最低の貸出冊数で甘んずるということは、「いや、こういう体制になったからしょうがない」なんていうことは許されないということで、ぜひ頑張ってくださいということをお願い申し上げまして質問を終わらせていただきます。

散 会

大沼 久委員長 本日はこれをもって散会いたします。

再開は22日午前10時といたします。

ご苦労さまでございました。ありがとうございます。

午後4時47分 散会